**第三者をして物件の貸付を行えることの証明書**

令和７年　　月　　日

奈良県広域消防組合

管理者　亀　田　忠　彦　様

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

奈良県広域消防組合（以下「組合」という。）が実施する奈良県広域消防組合　人事給与システム更新事業の受注者となった場合、賃貸借契約の締結にあたり、下記のとおり第三者をして物件の貸付を行えることを証明いたします。

記

１　件　名　　奈良県広域消防組合　人事給与システム更新事業

２　第三者となる者　　所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

３　賃貸借契約の締結

賃貸借契約は、組合、受注者及び第三者との三者間で締結します。

４　賃貸借料

（１）賃貸借料

受注者が入札書に記載した賃貸借料で第三者から賃貸します。

（２）賃貸借料の請求及び受領

賃貸借料の請求及び受領は、第三者が行います。

５　第三者となる者の債務不履行

第三者が正当な理由なく賃貸借契約書に定められた債務を履行しない場合は、受注者が債務を履行いたします。